

計画の趣旨など

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（基本法）が、令和5年に成立、令和6年1月1日より施行。
- 基本法では、都道府県に計画策定の努力義務を規定。
大阪府としては、年度内に「大阪府認知症施策推進計画2024」（計画期間：令和6～8年度）を策定。

令和6年1月13日
大阪府福祉部高齢介護室

認知症高齢者の状況

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、大阪府は高齢化がさらに進展する見込み。
- 大阪府は全国に比べ高齢者の単身世帯の割合が高く(2020年:39.3%)、今後も増加の見込み。
- 将来推計によれば、大阪府内の認知症高齢者は、32万人(2015年)→55万人(2035年)と、20年間で23万人増加の見込み。

めざすべき姿

- 認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現をめざす。

推進方策

〔1〕理解増進、相談体制の整備等

○ 認知症の人に関する理解の増進

- ・認知症サポーターの養成促進（サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成）
- ・認知症の日（9月21日）・認知症月間（9月）等における啓発

○ 相談体制の整備等

- ・認知症ケアパスの周知・活用促進
- ・認知症カフェの普及支援

〔2〕安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進

○ 生活におけるバリアフリー化の推進

- ・民間事業者を対象とした理解促進のためのセミナーの実施
- ・民間事業者との「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結
- ・「認知症サポート事業所」登録制度の創設・普及

○ 社会参加の機会の確保等

- ・認知症の人本人からの発信支援（認知症希望大使の設置の検討）
- ・若年性認知症の人への支援（若年性認知症支援コーディネーターの設置）

○ 意思決定の支援・権利利益の保護

- ・意思決定支援ガイドラインの普及
- ・市町村に対する虐待防止にかかる研修の実施、専門職チームの派遣

〔3〕保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

○ 早期発見・早期対応と医療体制の整備

- ・認知症疾患医療センターの整備
- ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員への研修の実施

○ 医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進（研修の実施）

○ 介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

〔4〕認知症の予防

○ 市町村における認知症予防事業の効果検証、効果的な事業の普及

○ 認知症の早期発見・早期対応等の推進（広報による啓発）